

# チリ2020年税制改正

2020年10月  
日本貿易振興機構(ジェトロ)  
サンティアゴ事務所  
海外調査部



#### 【免責条項】

本レポートはジェトロ・サンティアゴ事務所がKPMG Chileに委託して作成したものです。本レポートは2020年7月時点の情報に基づき作成したのですが、その後の法律改正などによって変わる場合があります。本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロおよびKPMG Chileは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連してご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

# 目次

	Page
用語集	4
税制改正のポイント	5
所得税法 (Decree Law 824) の改正	6
付加価値税法 (VAT Law : Decree Law 825) の改正	22
税務規則 (Decree Law 830) の改正	27
施行時期	31
参考資料	33

# 用語集

SII

チリ税務当局

PPM

(法人所得税の)月次前払支払税金

USD

本報告書では2020年6月19日時点の為替レートを使用。

UF

消費者物価指数の変化率に応じて調整されるインデックス。

UTM

月間課税単位。(報告書: 50,322CLP (2020年7月) を使用)

UTA

年間課税単位。UTM (月間課税単位) を12倍にしたもの。(報告書: 603,864CLP (2020年7月) を使用)

## 付加価値税

税率: 19%。IVAで表記される。

## 個人所得税

チリ居住者とみなされる個人に対して適用される税金である。個人所得税は年間所得に0%から40%の累進課税に基づき課税される。

CIT Surtax

法人所得法上、株主が租税条約非締結国の居住者である場合、35%の追加税(Surtax)が課される。結果として、実効税率は44.45%となる。

EI

個人事業主

EIRL

個人有限責任会社

S.A.

株式会社 (会社形態の1つ)

SpA

簡易株式会社

SRL

有限責任会社

PE

恒久的施設

SMEs

中小企業等

FUT

2016年3月31日までの課税所得累積額

# 税制改正のポイント

チリでは2020年2月24日に官報公示された法21210号により、所得税法、付加価値税法等関連する税法が改正され、全面的な税制改正が行われた。

所得税については従前まで納税方式や源泉徴収税の課税方法が複雑であったが、それらが簡素化された。

付加価値税については国外からチリ国内に供給されるデジタルサービスについて課税対象となったことが大きな変更点である。

# 所得税法の改正

# 1. 税制の概要

## 概要

改正法の条項に従い、チリ企業に適用される全ての税制は完全に変更された。

新制度は14-A方式、SMEs方式および非課税方式から構成されている。

デフォルトで適用される税制は、14-A方式である。ただし、一定の条件を満たす場合、SMEs方式または非課税方式を選択可能である。

## 税制の選択

### 14-A方式

デフォルトで適用される新税制

### SMEs方式

下記の全ての要件に該当する企業はSMEs方式が適用できる。

- 資本金UF 85.000 (約3百万米ドル)以下
- 納税義務者の事業の平均総所得(年間)がUF75.000 (約2,650,000米ドル)以下。ただし、UF85,000/月を超過することが2度以上ある場合には適用外。
- 受動収入(例:利息、配当等)が総所得35%以下。

### 非課税方式

非課税制度(Régimen Opcional de Transparencia Tributaria)は、出資者または株主の全てが最終税金の納税義務者である場合に限り、中小企業は本制度を選択できる。

## その他の改正法のポイント

### 配当分配に係る税額控除

2020年以降は、配当に対する税額控除額は、SAC帳簿の年次確定までは、暫定的な値とされる。このため、配当時に決定した税額控除額は暫定金額となり、翌年4月に改めて、算定しなければならない。

### 法人所得税の中間納付

14-A税制の適用企業は、法人所得税の中間納付が認められる。

### 源泉税の特別免除

所得額がUF100,000(約3.5百万米ドル)未満のチリ企業が国外で行った支出に関し、下記の条件を満たす場合には、源泉徴収税が免除される。

- 支出がチリ国外に居住する納税義務者に対するものである。
- 支出が、i) 広告または、ii) インターネット等のテクノロジーサービスの使用または購読によるもの。

### インセンティブの確保

所得額がUF100,000(約3.5百万米ドル)以下の企業は、年間課税所得(純額)の50%までの控除が可能である。ただし、上限はUF5,000(約176,000米ドル)で所得が再投資され、当該企業に留保されている必要がある。

## 税制新旧移行表

新税制	14-A方式	SMEs方式	非課税方式
旧税制			
インテグランド方式	SMEs税制が適用されない場合、デフォルト適用	要求事項を満たす場合には適用可能	2020年7月31日*までに選択することで適用可能
セミ・インテグランド方式	SMEs税制が適用されない場合、デフォルト適用	要求事項を満たす場合には適用可能	2020年7月31日*までに選択することで適用可能
旧SMEs方式	2020年7月31日*までに選択することで適用可能	2020年7月31日*までに選択することで適用可能	要求事項を満たす場合には適用可能

\*2020年7月21日、財務省は2020年7月31日までの期間をCOVID19の影響を鑑み、2020年9月30日まで延長を公表をした。

## 税制の選択と変更

### 14-A方式

- ・SMEs方式の適用要件を満たさない納税義務者にデフォルトで適用。
- ・その他の納税義務者は制限なく14-Aに変更が可能。
- ・適用税制の変更は、適用変更事業年度の1月1日から4月30日の間にSIIIに申告を行わなければならない。

### SMEs方式

- ・SMEs方式の適用要件を満たす納税義務者は、自動的に本制度が適用。
- ・事業年度末において、総所得がUF1,000(約35,000米ドル)未満および残りの要求事項を満たしている14-A方式適用の納税義務者はSIIIにより本税制に再分類される。
- ・事業活動開始通知提出時点で本税制未適用の納税義務者は、適用税制変更事業年度の1月1日から4月30日の間にSIIIに申告することで本税制の選択できる。

### 非課税制度

- ・SMEs方式適用の要求事項を満たす納税義務者は、下記の通り各年4月30日までに本税制を選択することができる。
- ✓ EI, EIRLおよびPE: 本制度を適用することを決定したことを含む宣誓書をSIIIに提出しなければならない。
- ✓ SRLおよびSpA: 本制度を適用するため、株主全員の同意書を付した公正証書を通じて申請しなければならない。
- ✓ S.A.: 本制度を適用するため、少なくとも議決権を有する株式を保有する株主の3分の2の同意を付した公正証書を通じて申請しなければならない。
- ✓ 本税制の適用を中止した納税義務者は、少なくとも5年間は本税制の再適用はできない。



## 制度移行

### 14-A方式

- デフォルト税制のため、特に手続の必要はない。
- 2019年12月31日までインテグランド方式またはセミ・インテグランド方式を適用していた納税義務者は、SMEs方式を選択するための要求事項を満たしていない限り、本制度が適用される。
- 旧SMEs方式の納税義務者は本制度を選択可能。

### SMEs方式

- 2019年12月31日までインテグランド方式またはセミ・インテグランド方式を適用していた納税義務者でSMEs方式を選択するための要求事項を満たしている場合、自動的にSMEs方式の対象となる。
- 旧SMEs方式の納税義務者は本制度を選択可能。

### 非課税方式

- 旧SMEs方式の納税義務者は自動的に本制度の対象となる。
- 本制度の要件(旧SMEs方式と同様の要件および株主または出資者が最終税金の対象である)を満たすその他の納税義務者は本制度の選択が可能である。

## 税制の変更

- 納税義務者は、制限なく14-A方式への変更が可能。
- 中小企業は、事業活動開始通知をSIIIに提出する際に異なる税制を選択しない限りは、SMEs方式の適用対象となる。
- 事業活動時点でSMEs方式を適用しない中小企業がSMEs方式に変更する場合は変更事業年度の1月1日から4月30日の間にSIIへ税制の申請をしなければならない。
- SIIIは14-A方式の対象となる中小企業を再分類する権限を有する(ただし、年間総所得額がUF1,000(35,000米ドル)未満である場合に限る)。
- SMEs方式の要件を満たす納税義務者はSMEs方式または非課税方式のどちらかの選択適用が可能である。
- 税制の変更は各年4月30日までにSIIIに報告しなければならない。
- 非課税方式の適用を中止する納税義務者は、中止してから5期間経過しないと再適用ができない。

## 税務帳簿

- 所得税法の規定に基づき、14-A方式の対象となる企業は、各事業年度末に下記の税務帳簿を保管しなければならない。:
- 課税所得帳簿“RAI”: 本帳簿には、下記の結果が記録される。  
税務上の資本(CPT) + 配当 - REX(下記参照) - 資本の増減
- 通常および加速度償却費帳簿“DDAN”: 有形固定資産の取得原価は、所得税法上、残存価額ゼロ、定額法に基づき償却される。耐用年数に依存する減価償却率はSIIのガイドラインに従い決定される。SIIが規定した耐用年数の3分の1ずつの減価償却を可能とする加速度償却は新規または輸入により取得した資産に適用可能である。
- 本帳簿には、有形固定資産の通常償却と加速度償却の償却費(年間)の差額が記録される。
- 免税・非課税所得帳簿“REX”: 本帳簿には、課税関係が完了した所得または同税制の対象となるその他の企業からの配当、免税所得および非課税所得が記録される。
- 税額控除残高帳簿“SAC”: 企業が納付した法人税の累積額および最終税金に対して利用可能な税額控除総額を本帳簿に記録しなければならない。

## 2-1. 14-A方式

### 14-A方式の特徴

課税所得の認識	課税対象となる所得の確定または受領時に認識される。
法人所得税率	27%
株主課税	送金または利益分配時に株主への課税関係が発生する。
税額控除	株主が法人所得税の65%を源泉徴収税の税額控除として利用できるPartial integrated税制とされている。 チリと発効済の租税条約を締結している国の居住者となる株主は法人所得税の100%が税額控除として利用可能である(例:日本)。なお、租税条約が署名済であるが、未発効である国の居住者となる株主は、2026年12月31日まで、上記の便益を享受することができる。
税務帳簿	一般規則として、14-A方式適用企業は下記の税務帳簿を保管しなければならない。 RAI DDAN REX SAC 例外的に、免税所得(例: REX)のない納税義務者はSACのみを作成、保管する義務がある。
配当	納税義務者が簡素化された会計記録を選択したか、または免税所得の有無によりREXを保管する責任があるかどうかにより異なる。

## 2-2. SMEs方式および非課税方式

### SMEs方式の特徴

課税所得の認識	課税対象となる所得の確定または受領時に認識される。
法人所得税率	25%
株主課税	送金または利益分配時に株主への課税関係が発生する。
税額控除	株主は、個人所得税または源泉徴収税に対して税額控除を100%利用可(制限はない)。
税務帳簿	納税義務者が簡素化された会計記録を選択したか、または免税所得の有無によりREXを保管する責任があるかどうかにより異なる。
配当	納税義務者が簡素化された会計記録を選択したか、または免税所得の有無によりREXを保管する責任があるかどうかにより異なる。

### 非課税方式の特徴

課税所得の認識	株主が所得を受領した時、課税対象となる。
法人所得税率	0%
株主課税	利益を受領した事業年度内
税額控除	法人所得税の対象ではないため、税額控除はない。
税務帳簿	収入/支払元帳と販売/購入元帳を保管する責任のみが生じる。
配当	定めなし。

# 3. FUTに対する代替税および非課税所得の改正

## 累積所得に対する代替税制度

- 本制度はチリ企業のFUT帳簿に繰越された全てまたは一部の利益に適用可能。
- 代替税の税率は30%である。法人所得税は代替税に対して税額控除が可能である。
- 本税は、2016年12月31日までの累積利益で2019年12月31日時点で、チリ企業に記帳されている利益に適用可能。
- このオプションは下表に従い、適用される。

累積利益	オプション選択期限
2019年12月31日	2020年の銀行業務最終日
2020年12月31日	2021年の銀行業務最終日
2021年12月31日	2022年4月の銀行業務最終日

- 代替税制度の適用した利益は、一般的な割当順序を考慮せず、優先して、分配が可能である。

## 非課税所得およびキャピタルゲイン課税の改正

- 近代化法は、下記の通り、非課税所得とみなされるべき項目を改正した。

### 未払込株式

未払込株式は取得価額がゼロとなり、将来の処分の際には、107条に定められている通り、非課税となる。

### 減資

減資等は、出資または取得価額と同等の金額の返還であること、法人所得税および最終税の両方で課税されるべき利益の資本組入に相当しない限り、非課税所得となる。

### 自然人が実行した特別な取引

- 銀行、証券会社、または証券ブローカーと締結したレポ契約の際に行われた金融商品の譲渡は、売却または処分とはみなされない。本取引で獲得した所得は、一般規則上、課税対象とみなされる。
- 証券取引所で取引された空売り(一定の要件を満たした取引)は非課税となる。
- 法規制の定めがない資産に組み込まれたキャピタルゲインの規則は、株式等の処分に関する規則が適用される。

## 4. 罰則の改正

### 「損金算入の否認規定」を含む所得税法21条の改正

#### Penalty Taxの適用

- 所得税法21条に従い、損金算入の否認およびSIIの調査で検出された額に罰則が適用される。税率は40%である。

#### 本税の適用制限

- 近代化法の規定に基づき、損金算入の否認の適用は、厳しく制限されている。
- 近代化法以前は、所得税法33条第1項に含まれる資産価値の増加を伴わない項目は、通常法人所得税に含まれるため、課税所得に加算され、罰則の対象となっていた。
- 近代化法には、同法第33条1項に含まれる項目に追加的な要件を設け、企業の関連当事者またはその所有者に直接的または間接的に利益をもたらすものでなければならず、テリ企業が、支出の性質と有効性を証明できない場合にPenalty taxが課される。

#### SIIIに提供された新精査方式

- 最終税金の対象となる可能性があるが、株主に分配されていないことをSIIIに通知しているテリ企業の留保利益額は、利益と資産残高の比率を用いた金額と当該価額を比較することで、虚偽の分配として精査される場合がある。ただし、SIIIは比率に関する定量的な基準を設けていない。
- SIIIによって検出された差異は、損金算入の否認または罰則の対象となる可能性がある。
- SIIIは、虚偽の分配と推定された利益の源泉を証明するに十分な根拠のある方法として、本方式の適用を慎重に判断する必要がある。

# 5. 損金算入経費

## 所得税法31条の改正 – 必要経費の基本概念

### 損金算入のための新要件

下記の要件を満たす経費は損金算入が可能

- (i) 経費は、同事業年度または将来の所得を生成する能力を有する必要があり、納税義務者の事業活動の利益、発展または維持に関連するものでなければならない。
- (ii) 経費は、課税所得を獲得するための財またはサービスから直接減額がされていない。
- (iii) 経費は事業年度内に支払期限が到来する、または支払が行われる。
- (iv) 経費は、信頼できる文書により証明される。

### 特定経費の損金算入処理一覧

- 所得税法には、特定の経費を損金算入するための一覧が含まれている。損金算入には、上記の一般的な要求事項と同様に各条件に準拠する必要がある。下記の事項では、改正の影響を受けた経費を記載している。

#### I. 法人所得税還付のために利用する税務上の欠損金の廃止

- 他の子会社から送金・配当等として受領した所得は受領企業の欠損金と相殺することはできない。さらに、近代化法は、受領企業が配当分配を行った子会社等の法人所得税の還付を申請できる条項を削除した。
- 本改正は、2020年から2023年の間に段階的に導入される。法人所得税の還付は下表の率に基づき、決定される。

事業年度	還付される法人所得税の率
2020	90%
2021	80%
2022	70%
2023	50%

- 子会社からの受取配当等に対して相殺できない税務上の欠損金は翌年度以降に繰越が可能である。同様に損失により利用できなかった法人所得税はSAC帳簿に記録される。

#### II. 債権償却

- 未回収債権の償却は簡素化され、債権者と債務者が関連者でない限り、回収期限から365日超経過した未回収債権の償却は損金算入が可能となる。

#### III. SMEsの加速度償却

- 過去3年以内に年間平均所得がUF100,000(約3.5百万米ドル)以下であった納税義務者はIFRSに基づく耐用年数の10分の1相当の年数で固定資産の減価償却をすることが可能である。

#### IV. 臨時償却

- 2019年10月1日から2021年12月31日の間に有形固定資産を取得または建設した投資プロジェクトについては、初年度に取得価額の50%を損金算入および残り50%は翌年度から通常または加速度償却の対象とすることができる。
- アラウカニア州(チリの第IX州)域内での財の生産または事業の開発に関する投資は、2019年10月1日から2021年12月31日までに取得または建設された固定資産価額の100%を費用として損金算入可能である。

## V. 給与および従業員賞与

- 企業の従業員に支払われる法令上定められていない任意報酬は、当該報酬が支払われ、適用される税金の源泉徴収時または納付時に損金算入が認められる。
- チリに設立された企業へ労働を提供している出資者または株主への給与は、給与額が合理的である(すなわち、給与額が市場の状況を反映している)場合に、損金算入が認められる。また、雇用補償金は給与所得税の対象となる。
- 株主の配偶者、パートナーまたは株主の子供への支払報酬は、報酬額が合理的であり、実際に企業へ労働を提供している場合は、損金算入が認められる。
- 海外への支払報酬は、損金算入が認められる。
- 事業または組織再編等を事由として、同事業グループ内に転籍した従業員への解雇手当等は、従業員との雇用契約が終了していない限り、損金算入が認められる。当該経費はグループの各企業に従事した期間に基づき、損金算入される。

## VI. 必需品

- 商品化が実現困難となった食料品、ペットフード、衛生物品、薬剤等の一定の必需品は、使用または消費が可能な状態を維持している限り、経費として認められる。

## VII. 企業の社会的責任(CSR)および環境対策費用

- 環境対策の対象となるプロジェクト等、CSRに関する経費は、下記の要件を満たす場合、損金算入可能である。
  - i. 当該支出について、行政機関と合意され、合意書に正式に記録されている。
  - ii. 当該支出が同グループまたは関連者に直接または間接に利得を与えない。
  - iii. 下記の基準のいずれかを超える支出額は、必要経費として認められない。
    - (a) 各事業年度の法人所得税の課税所得の2%
    - (b) 各事業年度末の税務上の会社資本額の0.16%
    - (c) 当該プロジェクト実行に充てられた年間の投資額の5%

## VIII. その他

- 損害賠償: 法令に基づき、監督機関等により命じられた顧客の経済的損失を補償する損害賠償金の支払は、控除可能な費用とみなされる。
- 消費者保護法: 違反行為を伴わない商品の交換または返品、消費者への返金に伴い負担した支出は控除可能な費用と解釈されるが、SIIIは明確な解釈は提供していない。
- 裁判または裁判外での和解に準拠して、または損害賠償条項に準拠して、非関連者と合意された支出は、損金算入項目とみなされる。



# 6. 事業終了(清算を含む)の課税関係

## 事業終了(清算を含む)の課税関係の改正

### 事業終了通知の税務上の影響

- 事業終了時に、14-A税制またはSMEs税制を適用する企業に繰越された全ての所得およびSAC残高は、その分配、処理を検討しなければならない。

### 累積利益の確定方法

- 税務上の資産価額から(i)REXの残高および(ii)出資額を差し引いた額である。

### 適用される課税関係

- 所有者が源泉徴収税または個人所得税の納税義務者である場合、所得の35%の税金(事業閉鎖税)を支払う必要がある。繰越税額控除額は、事業閉鎖税と相殺することが可能である。
- 株主が法人所得税納税義務者である企業は、繰越された全ての所得とSACの繰越クレジットは分配、処理されたとみなされる。

### 非課税制度の対象となる企業の事業閉鎖税に係る考慮事項

- 非課税制度の対象となる企業は、実地棚卸をする義務がある。最終在庫に含まれる資産価値と繰越損失の差額は、株主に分配されたとみなされるため、源泉税または個人所得税が適用される。

### 個人所得税へ影響

- 税務上のチリ居住者と認定される出資者または株主は、個人所得税に影響を与えるため、下記に従い所得を申告する。
  - ✓ 関連所得は、企業の出資者または株主であった年数に発生したものとされる(最長10年間)。
  - ✓ 所得は、企業の出資者または株主であった年数に従って配分される。すなわち、SIIIに対する税金納付または還付の有無を決定するため、各年度に配分される。
  - ✓ この再納付は、関連する出資者または株主の過年度の年次申告を修正することを意味しない。

### 清算プロセスの過程で企業の出資者または株主に付与される資産

- 出資者または株主に配分される資産の課税標準は、帳簿価額となる。
- 付与企業が法人所得税の納税義務者である場合で、清算会社の税務上の株式価額と資産の課税標準との差額がある場合には、所得または損失として認識されなければならない。

# 7. 国際税務

## 外国税額控除関連

### 関連する改正

- 近代化法は、チリと租税条約を締結している国で支払われた税金に適用される課税取引に言及にした41条(C)を削除した。チリと租税条約の効力がない国で支払われた税金に適用される課税取引に関する条項は41条(A)に含まれる。

### チリ税制に対して外国税額控除として申告できる所得

- チリ企業は、一般に次の所得にかかる税額を外国税額控除として申請することが認められる。(i)配当、(ii)ロイヤルティまたは無形資産所得、(iii)海外で提供される技術的、専門的サービスまたはチリ国外に輸出されるサービス、(iv) 給与所得、(v)PE所得、(vi)非支配外国企業またはCFCからの受動所得、(vii)チリと租税条約が有効な国からのその他の所得 など

### 外国税額控除として申告できる海外で納付された税金

- 海外で納税された法人所得税などの所得および法令上、具体的に定められている源泉徴収税など

### 外国税額控除の決定方法

- 各事業年度末に、納税義務者は法人所得税申告のために課税所得を確定しなければならない。また、チリ税制上、申告する外国税額控除の金額を決定するため、国外所得(純額)も確定をしなければならない。
- 本目的のため、課税所得は課税所得純額に海外で納付された外国税額を加算したものと同等である。
- 外国税額の純額は、海外での課税対象となる所得等の合計から海外で所得を生成するために発生した全ての費用を差し引いたものに相当する。
- 利用可能な税額控除の合計は、以下のいずれか低い方となる。
- 個別の上限: 海外で獲得した個々の取引の所得に対して決定され、実際に海外で納税された外国所得税と、国外総所得の35%いずれか低い方
- 全体の上限: 国外所得(純額)の35%乗じた金額に外国所得税か個々の上限を加算した金額。
- 確定した外国税額控除は法人所得税から控除される。

### SIIへの報告義務

- 所得を海外で生成するために行った投資の所有者で、外国税額控除の申告ができる納税義務者はSIIIに当該投資を報告する義務がある。
- 本報告は、投資の所有者がチリの納税義務者である限り、各事業年度に継続しなければならない。

## 国際課税に関する改正

### 過少資本税制

過少資本税制は、対象となる負債の定義に修正を加えた。すなわち、借主が受けるプロジェクトファイナンスについて、当該ファイナンスに対して関連者による保証が形成されていたとしても、支払利息に対して軽減税率(4%)が適用可能となるようにするため、プロジェクトファイナンスを非関連者ローンとみなすことができるよう、改正された。

近代化法では、過小資本税制下における関係者とみなされる新しい概念を追加した。すなわち、融資が債務者に関連する第三者により、直接的または間接的に行われ、当該第三者が海外に居住し、利息の最終受益者となる場合、当該第三者は関連者とみなされる。

### Back-to-Back ローン

近代化法は、源泉徴収税の軽減税率(4%)の適用するための要件(銀行または金融機関など)を満たしていない他の者に受取利息の権利を譲渡するストラクチャーまたは合意に貸手となる外国企業が含まれる場合、すなわち、利息の最終受益者が海外の銀行や金融機関でない場合)、銀行または金融機関からの融資に係る利息に対する軽減税率4%の適用はできない。

さらに、一般的に貸手は軽減税率の適用を受けるために、SIIIに宣誓供述書(affidavit)を提出する必要がある。

外国金融機関の新概念: 主な事業が融資またはその他融資に類似する取引等を行い、当該活動を定期的に実施し、資本および剰余金がUF400,000(約14.4百万米ドル)以上である外国に設立された企業。

### 新59条bis

付加価値税の改正と整合させる目的で、源泉徴収税の免税は、付加価値税法8条(n)に含まれる、いわゆる「デジタルサービス」と呼ばれるサービスにも適用される。「デジタルサービス」はチリ非居住者から付加価値税の義務のない個人に対して供給されるサービスである。

### 追加税(Surtax)の免除

米国、UAE、インドのように、チリとの租税条約に関して、署名済であるが未発効の国の居住者とされるチリ企業の株主は、法人所得税に対する追加税35%の対象とはならない。この免除は2026年12月31日まで有効である。上記に基づき、本株主は、租税条約締結国の居住者たる株主と同様に配当分配時に法人税額の100%の税額控除が可能となる。

## 8. 個人所得税率の改正

### 個人所得税に係る税率の新上限の設定

#### 累進課税率の上限

チリに居住する個人に適用される個人所得税は、給与・報酬(Labor tax)に関しては、雇用主が月次で源泉徴収し、納税しなければならない。納税する所得税額はUTMIにより決定した税率に基づき、計算される。

一方、Labor Taxを含む個人所得税はUTAにより決定した税率に基づき、年間の所得税を計算し、納税する義務がある。月次で納付したLabor taxは、年間の所得税の申告にあたり、税額控除として利用ができる。

なお、今回の改正で個人に適用される税率に新しい上限率を設けた。すなわち、これまでは上限税率を35%としていたが、新たに40%の上限が新設された。

月間所得額 (Labor income)	年間所得額	税率
13.5UTM以下(約800米ドル)	13.5UTA以下(約10,000米ドル)	0%
13.5UTM超～30UTM以下(約800超～1,800米ドル以下)	13.5超～30UTA以下(約10,000超～22,000米ドル以下)	4%
30UTM超～50UTM以下(約1,800超～3,000米ドル以下)	30UTA超～50UTA以下(約22,000超～37,000米ドル以下)	8%
50UTM超～70UTM以下(約3,000超～4,300米ドル以下)	50UTA超～70UTA以下(約37,000超～52,000米ドル以下)	13.5%
70UTM超～90UTM以下(約4,300超～5,800米ドル以下)	70UTA超～90UTA以下(約52,000超～70,000米ドル以下)	23%
90UTM超～120UTM以下(約5,800超～7,500米ドル以下)	90UTA超～120UTA以下(約70,000超～90,000米ドル以下)	30.4%
120UTM超～310UTM以下(約7,500超～19,100米ドル以下)	120UTA超～310UTA以下(約90,000超～230,000米ドル以下)	35%
310UTM超(約19,100米ドル超)	310UTA超(約230,000米ドル超)	40%

# 9. 所得税法に関連するその他の改正

## PPM (Monthly Provisional Payment)

- 近代化法は、事業年度の課税所得に大きな影響を与える可能性のある所得、費用、または経費が少なくとも30%変動した場合、事業年度内にPPMの率を再計算することができる。

## 定義

近代化法では、いくつかの定義も下記の通り、改正されている。

- タックスエクイティ**: 企業が保有する税務上の資産、権利、義務の価値と定義される。当該エクイティは、企業の実質的な投資を表す総資産から債務(いずれも税務上の帳簿価額)を差し引いて決定される。
- 最終税金**: 個人所得税および源泉徴収税と定義される。
- 恒久的施設**: 個人または企業の全部または一部の事業遂行のために使用される場所と定義される。また、「代理人PE\*」の定義も含まれる。

\*代理人PE: 国内において非居住者・外国法人に代わって、その事業に関し、反復して日常的な契約を締結し、またはその非居住者・外国法人によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約を締結するために反復して主要な役割を果たす者

## ストックオプション

近代化法は、ストックオプションの規定を改正した。課税関係は、労働契約または労働協約で定められていないストックオプションか労働契約または労働協約で合意されたストックオプションによって異なる。

- 労働契約または労働協約で合意されたストックオプション**: チリ国内または国外でのオプションの付与は、非課税取引とみなされる。オプションの譲渡は、株式の譲渡に適用される規定に従い課税される。
  - オプション行使の結果として、取得したチリ国内または国外で発行された株式、債券等の譲渡により獲得したキャピタルゲインは、一般規則に基づいて課税される。
- 労働契約または労働協約で定められていないストックオプション**: オプションの付与は、非課税取引とみなされる。オプションの行使は報酬とみなされるため、給与所得税の対象となる。オプションおよびオプション行使の結果として取得した株式、債券等の譲渡は、一般規則に基づいて課税される。

## 金融資産の割引購入

- 名目または発行価額を下回る債権、債券等の額面金額と購入価額の差額は、所得とみなされない。本制度は、取引が通常の市場価格または独立した第三者と合意されたであろう価額に従って、実施されたことが証明されない限り、関連当事者間で取引が実行される場合は、適用されない(すなわち、差額は所得とみなされ、課税される)。

# 付加価値税法の改正

# 1. デジタルサービスに対する付加価値税

## 新しい課税対象

- 付加価値税法に新しい課税取引が導入された。新しい課税取引は、チリ国外から供給され、チリ国内で使用または消費される一定の種類サービスであり、付加価値税が課される。
- 課税対象の範囲は、デジタル方式で提供されるサービスだけではないが、一般的に、これらのサービスはデジタルサービスと言われる。

## 付加価値税の対象となるデジタルサービス

- 付加価値税法には、海外在住の供給業者が提供する下記のサービスを含め、付加価値税の対象となる新しい課税対象を記述している。
- 1. サービスの性質に関わらず、チリ国内に供給されるサービスに関連する仲介または結果としてチリに輸入される国内および国外で行われる売上の仲介。
- 2. ダウンロードやストリーミングされるビデオ、音楽、ゲーム、または、これらの目的を達成するためのテキスト、雑誌、新聞、本を含むその他のテクノロジー等のデジタルエンターテインメントコンテンツの供給、発信
- 3. コンピュータソフトウェア、ストレージ、プラットフォーム等の提供
- 4. 配信、実体化または実施媒体に関わらず、広告に該当するもの

## 付加価値税の領域および発生

- 付加価値税法は、報酬の支払または受領の場所に関わらず、国内で供給または使用されるサービスに課税されるとしている。デジタルサービスの場合、供給する場所の確定に複雑性を伴うため、近代化法では、国内で供給または使用されると推定する条件を下記の通り、規定している。
  - a) 使用されるデバイスのIPアドレスまたはその他位置情報システム等で受益者がチリ国内にすることを示している。
  - b) カード(クレジットカード等)、銀行口座またはその他の支払方法がチリ国内で発行または登録されている。
  - c) 請求先ユーザーの居住地がチリ国内となっている。
  - d) サービスを利用するために使用している携帯電話のSIMカードがチリのコードである。
- 一般に、サービスの場合、報酬の受領時または供給者のサービス提供時に課税関係が発生する。これは、デジタルサービスにおいても適用される。

### 源泉徴収税(所得税法)との調和

- 付加価値税法12条E7項は、所得税法59条に規定されている源泉徴収課税となる取引は、付加価値税の免税となると規定している。しかしながら、近代化法では、この例外的な条項を改正している。すなわち、付加価値税の免税は、サービスがチリ国内で供給または利用された場合は適用されず(すなわち、付加価値税が課され)、国内法または租税条約により、源泉徴収税が免税となる。
- 反対に、当該サービスが源泉徴収税の対象となる限り、付加価値税は免税となり、サービスの受益者はこれを海外のサービス供給業者に通知する必要がある。
- 所得税法59条bisでは、付加価値税法で規定されているデジタルサービスに関する条項は、付加価値税納税義務者ではないチリ居住の個人にサービスが提供されている範囲においては、源泉徴収税は免税となると規定している。

### SIIに対するコンプライアンス義務

- (i)供給者がチリ居住者ではなく、(ii)受益者がチリ居住者で付加価値税の納税義務者に該当する場合、サービス受益者に付加価値税の納付義務がある(リバースチャージメカニズム)。
- リバースチャージメカニズムが適用される場合、付加価値税の納税義務者は、チリ居住者に付加価値税の納税責任があることをサービス供給業者に通知する必要がある。
- その他の場合には、付加価値税法上、通常サービス供給者に納税責任がある(ただし、取引ごとに検討を要する必要がある)



## 2. 付加価値税法に関するその他の改正

### サービスの新しい概念

- 近代化法は、「サービス」に課される付加価値税の概念を下記の通り、改正している。
  - ✓ 付加価値税の対象となるサービスと免税サービスを同時に提供している場合：サービスの内容を吟味の上、付加価値税が課税される。
  - ✓ 各サービスが分割されている場合：各サービスに対する価値を適切に算定し、それぞれに付加価値税が課されるかを判断する必要がある。
  - ✓ サービスが分割できない場合：サービス全体が付加価値税の対象とみなされる。

### 付加価値税法27条bisに基づく付加価値税の還付

- 付加価値税法は、付加価値税納税義務者に、移動可能な有形資産の取得、固定資産を構成する資産または固定資産の取得原価に含まれるサービスから発生した付加価値税をクレジットとして利用できるとしている。すなわち、納税義務者は、源泉徴収税や関税を含む、あらゆる種類の支払税金に対して、当該付加価値税を控除額として相殺するか、還付申請をすることのいずれかを選択できる。
- 近代化法は、付加価値税の還付申請をするために、付加価値税の繰越期間を投資または取得日から2か月（改正前は6か月）に短縮し、SIIが申請を審査するための期間を付加価値税返還メカニズムルール（付加価値税法80条）の適用を除き60日から20日に短縮した。後述する付加価値税還付の特別手続は、27条bisの返還申請には適用されない。

### 輸出業者のための付加価値税還付

- 付加価値税法の第36条は、輸出が付加価値税の免税対象であることに配慮し、輸出活動のために予定された財またはサービスの購入時に課税された付加価値税を輸出業者が還付できるようにする手順を制定した。
- 輸出業者は、経済省が特別に制定した仕組みにより、付加価値税還付見込額の申請をすることが可能である。一般的に、付加価値税還付見込額の還付申請をする輸出業者は、輸出に充当される財またはサービスの購入に課された付加価値税の還付、または同様の目的で行われる財の輸入に関連して支払われた付加価値税の還付を受けられることができる。
- 近代化法の規定に基づいて、輸出業者への付加価値税還付は、新しい手順の下、決定される。

### 資本財の輸入

- 現在、国内または外国の投資家が資本財を輸入する場合、少なくとも500万米ドル相当の投資プロジェクトに充当される場合、付加価値税の免税を受けることが可能。
- 税制改正では、手続をより迅速にするため、当該免税に関する規定を改正し、資本財の設置、導入してから少なくとも12か月経過後に免税処理が適用される。という期間要件を2か月に短縮した。

### 付加価値税の還付に関する特別手続

- 付加価値税の還付を要請する特定の手順を改正し、還付要請の処理時間の短縮に努めている。この点に関し、SIIIは、還付要請を提出後、5営業日以内に(i)全部または一部還付の承認または拒否、または(ii)特定事前調査を要請するかの決定を行う。SIIが(ii)特定事前調査を要請した場合、本調査及び全部または一部還付の承認または拒否の結論の通知は合計45営業日を超えることはできない。
- さらに、SIIIは付加価値税の還付承認を電子的方法でチリ財務省に通知し、チリ財務省はSIIから当該通知を受領してから最大5営業日以内に還付を実行しなければならない。

# 税務規則の改正

# 1. 税務規則に含まれる新定義

## 税務規則に含まれる新定義

### 居住者

- 税務上の居住者の概念が“連続しているか否かに関わらず、12カ月内に183日を超えてチリに滞在している者”とされた。

### 企業グループ

- 税務規則では、チリ株式市場法18.045に含まれている企業グループの定義を直接参照している。法令上は、“所有者、経営層または負債に関連がある企業グループで、グループメンバーの経済的および財務的遂行は従属関係のあるグループのために行われる、またはグループメンバーに共通の財務的リスクが存在する、また株式の取得があるという推定により導かれる。”と定義されている。

### 関連者

- 下記の関係は関連者としてみなされる。
  - i. 支配者（所有者、または他の企業の事業および経済的権利の50%超を保有するその他の地位）と非支配事業体。
  - ii. 共通の支配下にある全ての企業。
  - iii. 他の企業の事業および経済的権利の10%超を直接または間接的に保有する事業体およびその所有者または出資者。
  - iv. 利益の10%超を受領する権利を有するパートナーシップ契約を有する他の事業の経営者。
  - v. 親会社および子会社（直接的または間接的に、事業上および経済的権利の50%超を保有する企業等）。
  - vi. 関連会社と非関連会社（直接的または間接的に事業上および経済的権利の10%超を保有する企業等）

### 信託

- 当規則では、「信託」の3種類の定義を定めている。
  1. 自然人の行為または相続、委託者の財産の譲渡により、受託者または1人以上の受益者の利益または特定の目的のため、外国法の規則に従って構築された法的関係。
  2. 名称に関わらず、下記の要件を満たす法的関係。
    - i. 信託資産は独立した基金を構成され、受託者または管理者の個人資産の一部を構成しない。
    - ii. 信託資産に対する所有権は、受託者または受託者の代理人に帰属する。
    - iii. 受託者または管理者は、信託条件および外国法によって課された特別な義務に従って、財産の提供、管理および処分を行う権限と義務を有する。
  3. 外国法に基づいて構築された法的関係で、受託者が1人以上の個人または事業体の利得または特定の目的のために、1人以上の個人または受託者の管理下にある資産（独立した基金を構成し、受託者または管理者の個人資産の一部を構成しない資産）の所有権を譲渡するもの。

## 2. 新設されたSIIの権限

### 近代化法が新設したSIIの権限

#### SIIの新権限

- I. 納税義務不履行を避けるため、デジタル方式による連絡、助言等、積極的に納税義務者を支援する権限が付与された。
- II. 納税義務者への情報の要請

情報提供に関する一般規則: SIIは納税義務者または第三者に特定の事項および情報を宣誓書により報告または申告を要請できる。第三者の情報は納税義務者が所得の分配または当該第三者の代理となって支払を行う場合に要請される。

情報提供に関する特別規則: SIIは下記の情報を要請できる。

- (i) 優遇税制または租税回避地域(タックスヘイブン地域)と認定される地域に存在する企業との間で行われた事業、取引、再編。
- (ii) チリ居住の資格またはチリに法人格を有し、外国法に基づいて創設された(継承的財産)信託設定者(Settlor)、受託者(Trustee)または信託管理者の地位を保有している納税義務者は下記の情報を提供しなければならない。
  - a. 氏名または信託の名称、設立日、出身国、居住国、納税者番号、資産 等。
  - b. 氏名、会社名、継承的財産信託設定者または受託管理者の名称、住所、居住国、納税番号 等。
  - c. 受託者、信託管理者の変更または信託の廃止。

#### 納税者番号の取得、事業活動開始通知、納税者の企業情報の更新、事業活動終了通知

- 下記の手続は、SIIのウェブサイトにて申請をする。
- ✓ 納税義務者の納税番号の登録および取得
- ✓ 事業活動開始通知
- ✓ 納税義務者の会社情報の更新(増資または減資、合併、分割、会社の住所、代表者の変更 等)
- ✓ 事業活動終了通知

## 3. DEDECON

### DEDECON

#### DEDECONとは

- DEDECON は大統領統括下で、財務省を通じて業務を行う機関である。加えて、同組織内にはTaxpayer's Defense Council(納税者保護協議会)が組織されている。

#### DEDECONの目的

- 主な目的は、納税義務者、特に中小企業等の納税義務者の税務上の権利の保護および擁護にある。
- DEDECONの主な業務は、下記の通りである。
  1. SIIIに対する行使可能な権利に関する納税義務者の支援
  2. 第三者としての仲介手続およびその実行の促進
  3. SIIIに対する不服申し立てを行う場合の納税義務者の代表行為
  4. 税規制の専門的解釈および意見の公表
  5. 税務上の問題に関する裁定をSIIIに要請

#### 活動開始時期

- 遅くとも2022年2月24日までに開始される。

# 施行時期

# 1. 新税制の施行時期

## 新税制の施行時期

### 新税制の施行時期

・新税制の施行時期は下記の表のとおりである。

	施行日
一般規則	2020年3月1日
特別規則	
所得税法の改正	2020年1月1日
付加価値税法の改正	2020年6月1日
税務規則の改正	2020年6月1日



# 参考資料

# 1. 租税条約締結国一覧

チリは数多くの国と租税条約を締結、発効している。下表は発効済および署名済(未発効)国の一覧である。

発効済国		
Argentina	France	Portugal
Australia	Ireland	Russia
Austria	Italy	South Africa
Belgium	Japan	Sweden
Brazil	Korea	Switzerland
Canada	Malaysia	Spain
Colombia	Mexico	Thailand
China	New Zealand	United Kingdom
Croatia	Norway	Uruguay
Czech Republic	Paraguay	
Denmark	Peru	
Ecuador	Poland	

署名済であるが、未発効の国
United States
United Arab Emirates
India

## 2. 租税回避地一覧

下記は所得税法41条Hに規定された基準に基づき、SIIが作成した租税回避地一覧である。

Bermuda	British Indian Ocean Territory	Equatorial Guinea	Iraq	Mongolia	Saint Helena, Ascension and Tristan da Cunha	Timor-Leste
Sierra Leone	Brunei Darussalam	Eritrea	Jordan	Montenegro	Saint Martin (French part)	Togo
Afghanistan	Burundi	Ethiopia	Kiribati	Mozambique	Saint Pierre and Miquelon	Tokelau
AI Anguilla	Cabo Verde	The Falkland Islands [Malvinas]	The Democratic Republic of Korea	Myanmar	Sao Tome and Principe	Tonga
Åland Islands	Cambodia	Fiji	Kuwait	Namibia	Serbia	Trinidad and Tobago
Algeria	Cayman Islands (the)	French Guiana	Kyrgyzstan	Nepal	Seychelles	Turkmenistan
American Samoa	Central African Republic (the)	French Polynesia	The Democratic Republic of Lao	New Caledonia	Sint Maarten (Dutch part)	Turks and Caicos Islands (the)
Angola	Chad	French Southern Territories (the)	Liberia	Nicaragua	Solomon Islands	Tuvalu
Antigua and Barbuda	Christmas Island	Gambia (the)	Libya	Niger	Somalia	United Arab Emirates
Armenia	Cocos Islands	Grenada	Macao	Norfolk Island	South Georgia and the South Sandwich Islands	The United States Minor Outlying Islands
Bahamas	Comoros (the)	Guadeloupe	Madagascar	Northern Mariana Islands	South Sudan	Uzbekistan
Bahrain	The Democratic Republic of Congo	Guam	Malawi	Oman	Sri Lanka	Vanuatu
Bangladesh	Congo (the)	Guinea	Malaysia	Palau	Sudan (the)	Venezuela
Belarus	Costa Rica	Guinea-Bissau	Maldives	Palestine, State of	Suriname	Viet Nam
Belize	Côte d'Ivoire	Guyana	Mali	Papua New Guinea	Svalbard and Jan Mayen	Virgin Islands (British)
Benin	Cuba	Haiti	Marshall Islands	Pitcairn	Swaziland	Virgin Islands (U.S.)
Bhutan	Curaçao	Heard Island and McDonald Islands	Martinique	Puerto Rico	Syrian Arab Republic	Wallis and Futuna
Bonaire, Sint Eustatius and Saba	Djibouti	Holy See (the)	Mauritius	Qatar	Taiwan	Western Sahara
Bosnia and Herzegovina	Dominica	Honduras	Mayotte	Réunion	Tajikistan	Yemen
Botswana	Egypt	Hong Kong	Micronesia	Rwanda	Tanzania, United Republic of	Zambia
Bouvet Island	El Salvador	Iran (Islamic Republic of)	The Republic of Moldova	Saint Barthélemy	Thailand	Zimbabwe

レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約1分)にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20200010>



本レポートに関するお問い合わせ先:

日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外調査部 米州課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

TEL:03-3582-4690

E-mail:ORB-latin@jetro.go.jp